

平成20年12月25日

高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本 邦人

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成19年5月28日付け高介第86号および同月30日付け高健総第61号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

これらの事案は、公開請求が同一であることから、一括して答申するものです。

1 審査会の結論

実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が公開および一部公開とした処分のうち、「指導監査時の施設側参加者中の社会福祉法人役員・評議員氏名」（健康福祉総務課分，介護保険課分）については、非公開とした処分を取り消し、公開すべきである。

その余の異議申立ては棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容，それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高介第86号および高健総第61号の諮問に係るもの】

- (1) 介護保険法に規定する各種介護報酬の不正請求等による返還された金員に関する一切の会計書類および当該各起案文書の全部
- (2) 介護保険法の規定により実施した各施設および事業者への立ち入り検

査・監査の結果および行政指導の内容の分かる一切の資料。ただし、事業者からの改善報告に係る別添資料については、改善報告のあったいずれか一事業者の資料

平成19年 4月23日：請求人からの公開請求を受付

平成19年 4月27日：実施機関が公開決定等期間延長の決定

平成19年 5月17日：実施機関が公開および一部公開の決定

平成19年 5月21日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例8条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

本市においては、平成15年度から、香川県と連携を図り、介護サービスの質の確保や保険給付の適正化を図ることを目的に実地指導を行っている。この実地指導は、介護報酬請求が適正に行われているか、人員基準・運営基準が遵守されているか等を、事業所に出向き指導し、是正改善すべき事項が認められる場合には指摘事項を通知するとともにその改善報告を求めて改善状況を確認している。これら実地指導により、不適正な介護報酬の請求が見られる場合は、指摘し、過誤調整により返還させている。

なお、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）および介護老人保健施設については、介護保険法による実地指導に併せて、老人福祉法や老人保健法等の関係法令に基づく、指導監査を実施している。

対象となっている行政文書は、指定取消し等に伴う介護報酬返還および加算金請求等の起案文書および不適正請求に伴う過誤調整額の状況ならびに実地指導の結果通知、是正報告、是正結果の報告等の行政文書である。

【高介第86号の諮問に係るもの】

- (1) 個人の住所、氏名、生年月日、年齢、介護保険被保険者番号、個人番号、老健保険者番号、印影、電話番号、続柄について

これらの情報は特定の個人を識別することができ、または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条1号に該当し非公開が相当である。

- (2) 団体および団体代表者の印影について

団体および団体代表者の印影については、公表すべき合理的理由および必要性がなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれがないとはいえないから、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当し非公開が相当である。

- (3) 銀行名、支店名、口座種別、口座番号について

これらの情報については、公にすることにより、公金の適正な管理に支障をきたすおそれがあるため、条例7条5号に該当し非公開が相当である。

- (4) 取引先名、住所および電話番号について

取引先名、住所および電話番号については、法人の取引に関する情報であって、公にすることにより、法人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当し非公開が相当である。

- (5) 指導監査報告書の施設側参加者の氏名について

当該情報は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されるおそれがあるため、条例7条1号に該当し、非公開が相当である。

【高健総第61号の諮問に係るもの】

(1) 施設側参加者の氏名について

指導監査結果報告書の施設側参加者に記載されている氏名については、特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条1号に該当し非公開が相当である。

(2) 指摘事項中の職名について

指導監査結果報告書および指導監査結果通知の指摘事項中に記載されている職名については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別できるものまたは特定の個人が識別されないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条1号に該当し非公開が相当である。

(3) 指摘事項中の特別職務手当の支給額について

指導監査結果報告書および指導監査結果通知の指摘事項中に記載されている特別職務手当の支給額については、個人の収入に関する情報であるため、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条1号に該当し非公開が相当である。

(4) 改善状況中の氏名について

改善報告書の改善状況中に記載される氏名については、それ自体から、特定の個人を識別できるものであるため、条例7条1号に該当し非公開が相当である。

(5) 改善状況中の職名ならびに防火管理責任者の職名および氏名について

改善報告書の改善状況中に記載されている職名ならびに防火管理責任者の職名および氏名については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別できるものまたは特定の個人が識別されないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条1号に該当し非公開が相当である。

(6) 法人の印影について

改善報告書に押印されている法人の印影については、公表する合理的理由および必要性がなく、公表により偽造等の不正利用につながる可能

性があるので、法人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当し非公開が相当である。

- (7) 改善状況中の米の取引業者、防犯カメラの保守管理委託業者および第三者委員の職名について

改善報告書の改善状況中に記載されている米の取引業者、防犯カメラの保守管理委託業者および第三者委員の職名については、社会福祉法人の内部管理および取引先に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため、条例7条2号に該当し非公開が相当である。

- (8) 監査項目および監査内容中の担当者が記入した部分および監査結果欄について

指導監査調書の監査項目および監査内容中の担当者が記入した部分および監査結果欄については、担当者が暫定的な評価や、疑義をいただいた点等未確定な情報についても記載しているものである。仮にこれらが公開されることとなれば、以後、未確定な情報の記載が困難になる可能性が高く、監査事務において正確な事実の把握が困難となり、違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれがあるため、条例7条5号に該当し非公開が相当である。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件の決定は全部公開および一部公開であり、対象行政文書は別表1のとおりである。以下、一部公開の決定理由について検討する。

- (1) 個人に関する情報について（内訳については別表1のとおり）

これらの情報のうち、社会福祉法人の役員・評議員の情報については、厚生労働省通知「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日付）において、法人の業務および財務等に関する情報は、法人の広報やインターネットを活用するなどにより自主的に公表することが適当であり、また、法人の役員・評議員の氏

名・役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましいとしている。

このようにインターネット等を利用して自主的に不特定多数の者に公表させようとする主旨は、業務の状況が関係法令の基準を満たしているか否か、また、その会計状況が健全か否かを利用者および利用希望者が判断しやすいようにするところにある。

以上のことから、法人の役員・評議員に関する情報に相当する「指導監査時の施設側参加者中の社会福祉法人役員・評議員氏名」については、公開されたとしても法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えない。

その他の情報については、特定の個人を識別できる情報、または、公開されることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(2) 法人等の印影について

印影については、公表すべき合理的理由および必要性は無く、かえって偽造等の不正利用につながるおそれも無いとは言えず、公にすることにより当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(3) 金融機関情報（市の公金口座）について

当該金融機関情報を公にすることは、公金の適正な管理に支障を及ぼすおそれがあり、条例7条5号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(4) 法人の防犯カメラの保守管理委託業者・第三者委員の職名（法人と契約関係にあるもの）・取引業者情報について

これらの情報は、法人の取引にかかわる情報であり、不特定多数の者に公開されることは想定されておらず、公にすることにより、条例7条2号に規定する当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため非公開相当である。

(5) 指導監査項目および監査内容中の担当者が記入した部分および監査結果欄について

実施機関の説明によると、監査調書とは、指導監査を行う市職員が指導監査時に、監査項目ごとの確認内容等を記載する様式であり、指導監査結果は当該調書の内容に基づき作成されるとのことである。当該監査調書の様式について、実施機関は請求人に資料提供しているが、市職員が記載した確認内容等については、監査の現場にて職員が疑義を持った未確定な情報も含まれており、公開されることにより指導監査業務の執行に支障を及ぼすおそれがあるとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

[別表 1]

【高介第 8 6 号の諮問に係るもの】

【公開】

請求内容	対象行政文書
2 - (2)	・ 居宅サービス事業者等実地指導の結果について【25件】

【一部公開】

請求内容	対象行政文書
2 - (1)	・ 介護給付費の返還について，不正利得にかかる介護給付費の返還および加算金の徴収について【3件】 ・ 不正利得にかかる介護給付費の支払保留について
2 - (2)	・ 実地指導是正結果について報告【22件】 ・ 実地指導における是正または改善を要する事項およびその措置状況結果について(報告) ・ 平成18年度指定短期入所生活介護事業者（介護予防を含む）および指定介護老人福祉施設の指導監査の結果について【4件】 ・ 平成18年度指定短期入所生活介護事業者（介護予防を含む）および指定介護老人福祉施設の指導監査に伴う是正および改善報告書の受理について【2件】

【非公開情報】

- ・ 法人等の印影
- ・ 金融機関情報（市の公金口座）
- ・ 取引業者情報

個人に関する情報

- ・ 介護サービス利用者の住所・生年月日・年齢・介護保険被保険者番号・個人番号・老健受給者番号・電話番号・続柄
- ・ 個人の氏名（介護サービス利用者，事業者職員，業者担当者）
- ・ 個人の印影（事業者職員，介護サービス利用者）
- ・ 指導監査時の施設側参加者の氏名

【高健総第61号の諮問に係るもの】

【一部公開】

請求内容	対象行政文書		
2 - (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度老人福祉施設および社会福祉法人に対する指導監査の結果報告および通知について【3件】 ・平成16年度老人福祉施設および社会福祉法人に対する指導監査に係る改善報告の受理について【4件】 ・平成17年度老人福祉施設および社会福祉法人に対する指導監査の結果報告および通知について【3件】 ・平成17年度老人福祉施設および社会福祉法人に対する指導監査に係る改善報告の受理について【3件】 		
<p>【非公開情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人等の印影 ・法人の防犯カメラの保守管理委託業者・第三者委員の職名（法人と契約関係にあるもの） ・取引業者情報 ・指導監査項目および監査内容中の担当者が記入した部分および監査結果欄 			
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 898 539 931">個人に関する情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="252 931 1369 1093"> <ul style="list-style-type: none"> ・指導監査時の施設側参加者の氏名 ・指導監査の指摘事項および改善状況中の職名，防火管理責任者の職名・氏名，施設職員の氏名 ・個人の特別職務手当支給額 </td> </tr> </tbody> </table>		個人に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・指導監査時の施設側参加者の氏名 ・指導監査の指摘事項および改善状況中の職名，防火管理責任者の職名・氏名，施設職員の氏名 ・個人の特別職務手当支給額
個人に関する情報			
<ul style="list-style-type: none"> ・指導監査時の施設側参加者の氏名 ・指導監査の指摘事項および改善状況中の職名，防火管理責任者の職名・氏名，施設職員の氏名 ・個人の特別職務手当支給額 			

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年 5月28日 (高介第86号)	諮問書受付
平成19年 5月30日 (高健総第61号)	
平成20年 7月30日	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年11月27日	実施機関の非公開理由および争点の審査
平成20年12月22日	答申案審査
平成20年12月25日	答申